

豐島區戶籍相談委員

同上野篤友氏、都地方課西井昌吉氏、東京高等裁判所判事河井清六氏等が列席の上午前十時開式、区長よりそれゝ委嘱状の交付を終り、区長代理木村助役の挨拶に続いて來賓の祝辭があつて同十一時閉式、少憩の後河井判事の区民生活と戸籍についての有意義なユウモアに富んだ講演があつて盛大裡に会を終了した

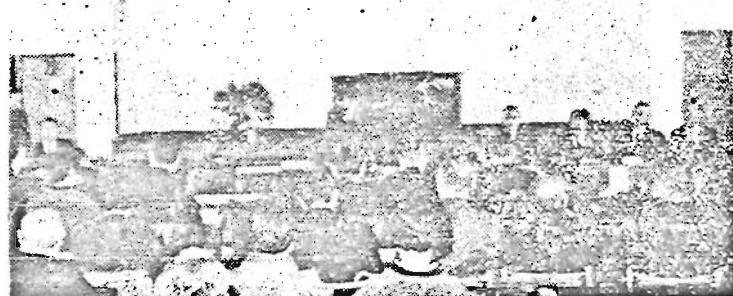
委囑狀交付式擧行さる

戸籍法の普及に新しい試み

二月一日、区役所議事堂
び講演会が舉行せられた。

され定刻早くも場内は滿員の盛況となつた。

爲友氏、^田地方課西門昌司由裁判所判事河井清六氏等が
午前十時開式、区長よりそ
要図状の交付を終り、区長代
役の挨拶に統いて來賓の祝
つて同十一時閉式、少憩の後
者の区民生活と戸籍について
教なユウモアに富んだ講演が
盛大裡に会を終了した



戶籍相談委員各地区別現在數

也区別	一	二	三	四	五	六	七	八	九	合計
現在数	17	17	17	16	13	24	14	12	15	146

昭和26年4月1日
第17號
發行所
島嶼出版社 1/642番地
總集發行人
自 治 振興 聯 盟
電話大坂361101-5
印 刷 所
新日本印刷工業株式會社

區政地委員長協議會

○日程第六 豊島区選舉管理委員補充員四人選舉の件は議長指名により次の順位で確定した。

第一位	豊島区椎名町五ノ二、一四三	宮崎辰五郎君
第二位	豊島区駒込六ノ八〇四	花園宥運君
第三位	豊島区雑司ヶ谷五ノ三八	近江正順君
第四位	豊島区千早町一ノ四二	河野勉三君

以上で日程を終り議員中最近学童を利用する傾向があるがこれは慎みたい。また特別区の職員の人事権を都から区に移管する問題は時期尚早であるから研究せられたいとの希望意見があつて午後五時十二分閉会す。

昭和26年第一回定例區議會

- 昭和二十六年第一回定例区議会 昭和二十六年三月九日午後四時三十分田村議長開会を宣す。左記議案何れも可決確定した。

○日程第一議案第一號 豊島区立竹岡臨海学校々舍一部貸與延期に關する件

○日程第二議案第四號 東京都豊島区立小学校設置に關する件

○日程第三議案第二號 東京都豊島区区議会議員報酬及費用弁償に關する條
例中一部改正の件

○日程第四議案第三號 昭和二十五年度東京都豊島区歳入歳出追加予算に關す

昭和25年度第3次豊島區歳入歳出

歲入		(單位圓)						
區	稅	1,774,710						
使	用	料	及	手	數	科	780,000	
雜	收	入	越	金	支	出	金	1,086,600
都								2,764,814
								8,603,742
歲出		15,014,866						
區	役	所	費	289,000				
教	育	費	費	13,155,600				
選	器	費	費	646,192				
統	計	調	查	費	費	46,550		
諸	支	出	費	費	費	877,524		
計		15,014,866						
前回迄の累計	211,398,320							
總計(現計)	226,413,306							

追加更正豫算なる
今回提案の遅びとなつた本年度第三次追加更正予算は去る三月九日の区議会に於て満場一致可決を見たがその款別明細は左表の通りである。

四月の地方選舉について

選舉の種類	執行年月日	選舉資格	補充選舉人名簿		使用せられる選舉人名簿
			申請期間	総期場所	
区議会議員	昭和26年4月23日	昭和6年4月24日以前出生本年1月24日以前から東京都の23区内に引き続き居住、選舉当日本区に住む。	自4月3日至4月15日	4月19日 4月20日 区役所	基本名簿 (昭25.8.15現在) 整理名簿 (昭25.12.19現在) 補充名簿 (昭26.4.3現在)
都議会議員	昭和26年4月30日	昭和6年5月1日以前出生、本年1月31日以前から東京都の23区内に引き続き居住	自4月3日至4月23日	4月25日 4月26日 区役所	基本名簿 (昭25.9.15現在) 整理名簿 (昭25.12.19現在) 補充名簿 (昭26.4.3現在) 都補充名簿 (同)

備考

- 選舉資格があつても選舉人名簿に登録されていなければ投票できません。
- 補充選舉人名簿登録は申告によつて行います。
- 投票は午前7時から午後6時までです。

次の表の通り、四月中に各種選舉が行われます。選舉資格のある方で、昨年九月十五日以後作製した選舉人名簿に登録せられていない方のために、四月三日予定です。現在で補充選舉人名簿を作製します。該當する方の申所又は区役所に四月十五日までに申出て下さい。四月十二、三日頃までに入場券のとどかない方は出張

豊島区選舉管理委員會

主要食糧

本年一月消費者の選定によつて登録され

一、米

四月十五日

五月十五日

六月十五日

七月十五日

八月十五日

九月十五日

十月十五日

十一月十五日

一二月十五日

一二三月十五日

一二四月十五日

一二五月十五日

一二六月十五日

一二七月十五日

一二八月十五日

一二九月十五日

一二十月十五日

一二一一月十五日

一二一二月十五日

一二一三月十五日

一二一四月十五日

一二一五月十五日

一二一六月十五日

一二一七月十五日

一二一八月十五日

一二一九月十五日

一二二〇十月十五日

一二二一十一月十五日

一二二二一二月十五日

一二二三一二三月十五日

一二二四一二四月十五日

一二二五一二五月十五日

一二二六一二六月十五日

一二二七一二七月十五日

一二二八一二八月十五日

一二二九一二九月十五日

一二二一〇一二十月十五日

一二二一一一二一一月十五日

一二二一二一二二二月十五日

一二二二三一二三三月十五日

一二二二四一二四三月十五日

一二二二五一二五三月十五日

一二二二六一二六三月十五日

一二二二七一二七三月十五日

一二二二八一二八三月十五日

一二二二九一二九三月十五日

一二二二一一二一〇三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

一二二二六一二五三三月十五日

一二二二七一二六三三月十五日

一二二二八一二七三三月十五日

一二二二九一二八三三月十五日

一二二二一一二一〇三三月十五日

一二二二二一二一三三月十五日

一二二二三一二二三三月十五日

一二二二四一二三三三月十五日

一二二二五一二四三三月十五日

出張所建設

かねて第四第五出張所庁舎新築については管内有志の深い御理解によつて、建設協賛会が設立され着々準備中であつたが左記の通り逐々着工した。之によつて区内九出張所中新築七、増改築二による庁舎整備を悉く完了する。

(1) 第四出張所

敷地を雜司谷五丁目七一七番地(五十二坪)に決定し三月十二日起工式、同二十六日上棟式を挙行した。二階建瓦葺外部モルタル塗り三十三坪五合の堂々たる庁舎で四月中旬完成の予定である。

(2) 第五出張所

田営業所の一部を借受け執務中のところ今回田白町一丁目二坪を買収し去る三月十五日起工式を行い、木造平家外部モルタル塗三十坪の瀧酒な庁舎で四月中に竣工の予定である。

出張所廳舎、備品等の寄付受領について

第一出張所備品、第六出張所建物並備品等

第一出張所は昭和二十三年六月管内有志による建物協賛会の協力によつて新築、其の後諸会合のための会議室、宿直室の増築を昭和二十五年八月区に於て計画したるところ

（2）第五出張所

（1）第五出張所

（2）第五出張所

區條例の解説

(6)

八 地税その他の賦役の請求に関する証明。

九 土地建物その他財産に関する証明。

十 差配人又は納稅管理人に関する証明。

十一 里程に関する証明。

十二 土地建物その他の被害に関する証明。

十三 漂流物又は沈没品に関する証明。

十四 社寺又は宗教に関する証明。

十五 埋火葬に関する証明。

● 土地については一筆

● 建物については一棟を一件として数え、一枚、一筆、一棟を増すごとに十圓を増徴いたします。

● この他公簿、公文圖書の謄本抄本の交付又は証明について多額の費用を必要とするときは、前述の手数料額にかゝわらずその実績に相当するものを徴収します。

生活保護法により保護を受ける者から申請があるときは

○ 仮戸籍記載事項証明について一枚につき十二圓。	二 住所、居所及び身分に関する証明。
○ 証明その他は一件につき二十圓。……………となつて	三 資格に関する証明。
● 印鑑に關する証明。	四 仮戸籍記載事項に関する証明。
● 営業、業務に關する証明	五 種痘に關する証明。
● 区役所の者收入金に就けるもの	六 法人に関する証明。

○ 東京都豊島区手数料条例	
昭二二・一〇・三一	十九 諸願届に対する奥書、交付。
豊島区条例第一二號	二十 奥印又は証明。
この條例は全文四條から成	二十一 区長の指定する公簿、
立し区の事務手数料の徴収に	公文図書の閲覧。
ついて規定するかたわら、左	以上等であります。が、これら
の事項を請求者から請求の際	に対する事務手数料は、……
に徴収する事等を謹つております。	○ 閲覧については一回につき 十圓。

皆さん！区が制定する「区条例」を御存知ですか？本欄はその主たる条例の解説について、毎號掲載いたしております。

十六 文書受理に関する證明十七 公簿又は公文図書に関する證明。

十八 区長の指定する公簿及は公文図書の謄本、抄本の

その他区長において特別の事由があると認めるときは、これを免除することができます

学校々庭の舗装について

現小、中学校の校庭は戦火等に依り、舗装校庭の一部を破損し、又新設校は舗装をしていない爲、雨天、冬期等全く使用し得ぬ状態である。で今回本区小、中学校々庭五、〇〇〇坪を厚さ五センチの仮舗装を施行し環境の整備を企図実施するがその内容次の通りである区内小中学校々庭仮舗装及修理内訳

前十六號四頁登載の投票所一覽中第十四投票区（投票所日出小学校）の区域に雜司谷五丁目が脱漏して居りましたので左記の通り訂正致します

投票区
投票所
区
域
14 日出
小学校 雜司谷四、五丁目、日出町一一三丁目

噫！保刈建 築委員長 第九地區